

厚生労働大臣が定める掲示事項

1 当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 入院基本料について

当院は、障害者施設等入院基本料を算定しております。
当病棟では1日14人以上の看護師が勤務しています。なお時間帯ごとの配置は次のとおりです。
・朝8時30分～夕方5時30分まで：看護職員一人当たりの受け持ち数は4人以内です。
・夕方4時30分～深夜0時まで：看護職員一人当たりの受け持ち数は17人以内です。
・深夜0時～朝9時30分まで：看護職員一人当たりの受け持ち数は17人以内です。

3 院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

基本診療料	障害者施設等入院基本料(10対1) 療養環境加算 医療的ケア児(者)入院前支援加算	診療録管理体制加算3 データ提出加算3	特殊疾患入院施設管理加算 口(200床未満)
特掲診療料	脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 呼吸器リハビリテーション料(I) CT撮影及びMRI撮影の施設基準	運動器リハビリテーション料(I) 障害児(者)リハビリテーション料(I)	

5 後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

6 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養(I)及び入院時生活療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時、適温にて提供しています。

- ・課税世帯の場合 1食 490円となります。
- ・非課税世帯の場合 入院当初は1食 490円となり、申請後1食230円となります。
入院日数が90日を超えた場合は、再度申請することにより180円まで減額されます。

※該当する方は、加入している医療保険の保険者が発行する減額認定証を窓口に提示してください。
※過去1年間の入院期間が90日を超えている方は、長期該当の減額認定証を窓口に提示してください。
※毎年8月に更新が必要です。

7 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合にその代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、計算窓口はその旨をお申し出ください。

8 指定医療機関等

- ・生活保護法指定医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・小児慢性特定疾病指定医療機関

9 保険外負担に関する事項について

当院では、各種診断書、証明書等につきまして、以下のとおり実費のご負担をお願いしております。

<診断書>

名 称	税込み金額
国民年金・厚生年金用診断書	1通 3,000円
生命保険・損害保険用診断書	1通 3,000円
その他の診断書(複雑なもの)	1通 3,000円
その他の診断書(持参書式等特別なもの)	1通 2,000円
その他の診断書(簡単なもの)	1通 1,000円

※詳細は文書窓口へお尋ねください

<証明書>

名 称	税込み金額
入院証明書	1通 3,000円
退院証明書	1通 3,000円
特別証明書(持参様式)	1通 1,000円
領収証明書	1通 500円
その他の証明書(簡単なもの)	1通 500円

<その他>

項 目	税込み金額
コピー代(モノクロ)	1枚 10円
コピー代(カラー)	1枚 50円